

令和6年8月30日

報道機関各位

青森県総務部人事課長

「令和5年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況」及び

「令和5年度退職職員の再就職状況」について

このことについて、別添の資料を県ホームページ (<https://www.pref.aomori.lg.jp/>) において公表します。

(検索方法：組織で探す→総務部→人事課の「新着情報」)

報道機関用提供資料（連絡先）	
担当課	人事課 組織・人事G
担当者・ 電話番号	人事課長 菊池 滋 内線 2025
	直 通 017(734)9046
報道監	総務部次長 三浦 猛史

## 令和5年度における職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について

青森県職員倫理条例において、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況について、知事が、各任命権者からの報告に基づき、その概要を公表することとされていることから、令和5年度の状況を公表するものです。

### 1 対象

知事部局、県土整備部（公営企業）、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局

### 2 各種届出等の状況

条例等では、職員の倫理保持の状況をチェックするため、職員は一定の場合には届出等を行うこととされており、その状況は以下のとおりでした。

なお、知事部局及び警察本部以外の各任命権者については、各種届出等に係る実績はありませんでした。

#### (1) 利害関係者との飲食に係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共に飲食をすることができますが、夜間において飲食をする場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

(令和5年度)

区 分	届出件数	相手方
知事部局	0	民間企業の方や公益社団法人など公益的な性格を有する事業等を行っている団体に属する方です。
警察本部	21	
合 計	21	

<前年度（令和4年度）との比較>

区 分	件 数		前年対比
	令和4年度	令和5年度	
知事部局	14	0	▲14
警察本部	3	21	18

※ 届出については、1人の職員につき、1回の飲食ごとに行うこととなっています。

したがって、例えば5人の職員が1回の飲食に参加した場合の件数は、5件とカウントされます。（以下の届出についても同様です。）

## (2) 利害関係者とのゴルフに係る届出の状況

職員は、自己の費用を負担する場合は利害関係者と共にゴルフをすることができませんが、その場合は、あらかじめ倫理監督者に届け出ることとされています。

令和5年度においては、届出実績はありませんでした。

<参考>令和4年度の届出実績もありません。

## (3) 講演等に係る承認の状況

職員は、利害関係者からの依頼に応じて、報酬を受けて講演等をする場合は、あらかじめ倫理監督者の承認を受けることとされています。

令和5年度においては、承認実績はありませんでした。

<参考>令和4年度の承認実績もありません。

## (4) 贈与等に係る報告の状況

管理職員は、事業者等から1件5千円を超える贈与等を受けた場合は、任命権者に贈与等報告書を提出することとされています。

区 分	報告件数	贈与等の内容
知事部局	1	利害関係者以外の者から原稿料を受領したものです。

<前年度との比較>

区 分	件 数		前年対比
	令和4年度	令和5年度	
知事部局	0	1	1

## 3 倫理条例等に違反することを理由として行った懲戒処分等の状況

倫理条例等に違反することを理由として懲戒処分等を行った実績はありませんでした。

<参考>令和4年度の懲戒処分等の実績もありません。

## 1 令和5年度退職職員(※1)の再就職の概要

(単位:人)

	県に再就職		県以外に再就職				小計	届出なし	計
	再任用	その他	国、他 地方公 共団体 等	地方独 立行政 法人	公社等 (※2)	その他 民間団 体等			
全体	2	16	19	1	11	38	87	98	185
うち個別情報の 公表対象者(※3)	1	2	3	0	7	12	25	5	30

※1 再任用任期满了者等を含み、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。

※2 県が出資等を行う法人(地方独立行政法人を除く。)で、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条による県職員の派遣が認められている法人、知事が理事長の任命又は指名を行う法人、知事が代表者に就任している法人及び県が25%以上出資等している法人(令和6年7月1日現在22法人)。

※3 退職時の職位が課長級以上の職員。ただし、退職手当の支給を受けることなく退職して引き続き国、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の職員となった職員及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき退職して団体へ派遣された職員を除く。

## 2 令和5年度に課長級以上で退職した職員の再就職状況

	氏名	退職時所属	職名	退職年月日	再就職年月日	再就職先	役職名
1	館 栄	環境生活部	部長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	国立大学法人弘前大学	准教授
2	赤平 次郎	農林水産部	部長	R6. 3. 31	R6. 6. 27	公益社団法人あおもり農業支援センター	理事長
3	永澤 親兼	県土整備部	部長	R6. 3. 31	R6. 5. 1	一般社団法人青森県建設業協会	専務理事
4	石橋 豊	国スポ・障スポ局	局長	R6. 3. 31	R6. 7. 1	公益財団法人青森県総合健診センター	専務理事・事務局長
5	宇野 武	東青地域県民局	局長	R6. 3. 31	R6. 6. 25	公益財団法人青森県スポーツ協会	専務理事・事務局長
6	菅 孝	三八地域県民局	局長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	青森県中小企業団体中央会	副会長専務理事
7	蛭名 芳徳	下北地域県民局	局長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	有限会社下北測量	常務取締役
8	細川 義正	出納局	会計管理者	R6. 3. 31	R6. 6. 24	青森空港ビル株式会社	常勤監査役
9	富谷 正行	健康福祉部	理事	R6. 3. 31	R6. 4. 25	公益財団法人むつ小川原地域・産業振興財団	専務理事・事務局長
10	駒井 裕民	総務部	参事	R6. 3. 31	R6. 6. 27	株式会社建築住宅センター	代表取締役社長
11	立花 直樹	健康福祉部	参事	R6. 3. 31	R6. 4. 1	健康医療福祉部（任期付）	参事
12	類家 正剛	県土整備部	次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	青森県道路公社	総務部長
13	山上 良一	危機管理局	次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	日本原燃株式会社	地域・広報本部 （部長待遇）
14	藤田 裕士	エネルギー総合対策局	次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	むつ小川原国家石油 備蓄基地事務所長
15	村館 一明	東青地域県民局地域整備部	部長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	公益財団法人青森県建設技術センター	馬淵川事業所長
16	岩田 安弘	中南地域県民局地域健康福祉部	部長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	健康医療福祉政策課（再任用）	専門員
17	橋端 宏	動物愛護センター	所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	公益財団法人青森県獣医師会	常勤検査員
18	上里 涼子	あすなる療育福祉センター	診療部長	R5. 9. 30	R5. 11. 1	沖縄県立南部医療センター ・こども医療センター	臨任医師
19	三上 修	さわらび療育福祉センター	診療部長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	さわらび療育福祉センター（任期付）	診療部長
20	福士 浩行	福岡情報センター	所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	株式会社倉岡素材造林	社員
21	山下 佳子	八戸工科学院	学院長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	青森県中小企業団体中央会	総括チーフ
22	森山 泰穂	東青地域県民局地域農林水産部 青森家畜保健衛生所	所長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	公益社団法人青森県獣医師会	検査員
23	木村 昭一	中南地域県民局地域整備部	次長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	公益財団法人青森県フェリー埠頭公社	事務局長
24	内山 俊二	上北地域県民局地域農林水産部	部長	R6. 3. 31	R6. 4. 1	株式会社大成コンサル	常務執行役員
25	其田 工	議会事務局議事課	課長	R6. 3. 31	R6. 5. 1	株式会社ヤマウ鳥谷部臨港倉庫 株式会社ヤマウ鳥谷部商店	取締役